

ケアラー・ヤングケアラー実態調査について

1 調査の目的

ケアラー(介護者)のケアの状況、ケアラーへの影響など実態を調査する。また、潜在化するヤングケアラーの存在を把握するとともに、ケアの状況、ヤングケアラーへの影響などの実態を調査する。

さらに、ケアラー・ヤングケアラーと関わりのある団体等に対して、ケアラー等に求められる支援などを調査する。それらの結果をもとに、ケアラー等に対する支援を検討する。

併せて、令和5年度市政世論調査で、市民のケアラー等に関する認知度の把握を行う。

<埼玉県ケアラー支援条例(令和2年3月31日公布・施行)>

第2条(定義)

- 「**ケアラー**」とは、高齢、身体上又は精神上的の障害又は、疾病等により**援助を必要とする**親族、友人その他の**身近な人**に対して、**無償で**介護、看護、日常生活上の世話その他の**援助を提供**する者
- 「**ヤングケアラー**」とは、ケアラーのうち、**18歳未満の者**
- 「**関係機関**」とは、介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童等の福祉等に関する業務を行い、その**業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関**
- 「**民間支援団体**」とは、**ケアラーの支援を行う**ことを目的とする民間**団体**

2 調査の実施時期

令和5年6月中旬から7月末まで ※調査結果は12月公表予定

3 調査の対象

対象区分	調査対象	配布予定数
ケアラー	要介護認定者の介護者	800
	要支援認定者の介護者	150
	障害福祉サービス利用者の介護者	300
	指定難病者等の医療給付を受けている方の介護者	50
	ケアラー計	1,300
ヤングケアラー	市内 小学4年生から中学3年生	17,150
	市内県立高校 1年生から3年生	6,000
	ヤングケアラー計	23,150
ケアラーを支援している または、関係のある団体	介護者サロン、オレンジカフェ等の団体、地域包括支援センター 居宅介護支援事業所、障害相談支援事業所	100
ヤングケアラーに関係のある機関等	要保護児童対策地域協議会の関係機関	250
	合計	24,800

4 調査手法

対象区分		調査手法
ケアラー(高齢・障がい、指定難病患者等の介護者)		居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所等からケアラーへ直接、調査票を配付。 紙媒体、またはオンライン で回答
ヤングケアラー	小学4年生から中学3年生	市内小中学校を通じ、児童生徒に配付している タブレット端末 を利用して回答
	高校1年生から3年生	市内県立高校を通じ、郵送で調査依頼各生徒は、 オンライン で回答
ケアラーを支援している、または、関係のある団体		委託事業者から直接調査票を送付 紙媒体、またはオンライン で回答
ヤングケアラーに関係のある機関等		

5 調査項目

対象区分		項目数	主な調査項目
ケアラー(高齢・障がい、指定難病患者等の介護者)		25問	・ケアラー自身について ・ケアの状況について ・ケアの影響について
ヤングケアラー	高校1年生から3年生	23問	・ケアの相談について ・ケアラーが求める支援について
	小学4年生から中学3年生	9問	・ケアラー自身について ・ケアの状況について ・ケアの経験について ・ヤングケアラーの認識について
ケアラーを支援している、または、関係のある団体		9問	・支援に繋げる取組について ・ケアラーに求められる支援について
ヤングケアラーに関係のある機関等		7問	・ヤングケアラーの実態把握について ・ヤングケアラーに求められる支援について

参考 他団体の調査実績との比較

対象区分		調査対象	越谷市	国	埼玉県	さいたま市	川越市	入間市
ケアラー	高齢者	要介護認定者の介護者	○					
		要支援認定者の介護者	○		○	○		
	障がい者	障害福祉サービス利用者の介護者	○		○	○		
		指定難病患者等	○					
ヤングケアラー	市内小学4年生から中学3年生	○	△中2		○	○	○	
	市内県立高校1年生から3年生	○	△高2	△高2		△高1、高2	△高1、高2	
ケアラーを支援している または、関係のある団体		介護者サロン、オレンジカフェ等の団体、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害相談支援事業所	○		△一部	△一部		
ヤングケアラーに関係のある機関等		要保護児童対策地域協議会の関係機関	○					△教員
実施年度			R5	R2	R2	R3	R4	R3